

日医発第 96 号 (情シ)  
令和 5 年 4 月 7 日

都道府県医師会  
事務局長 殿

日本医師会  
事務局長 新村 和哉  
(公印省略)

『「入会申込書」「異動報告書」「退会届出書」記入の手引き 令和 5 年 4 月』  
の送付と周知のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本会会務の運営につきまして、多大なご尽力を賜り御礼申し上げます。

この度、入退会業務の一助となるよう、標記『「入会申込書」「異動報告書」「退会届出書」記入の手引き 令和 5 年 4 月』を作成いたしました。

つきましては、記入の手引き（医師会コード表含む）をお送りいたしますので、本手引きに沿った手続きの実施、ならびに貴会内郡市区等医師会への周知方につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会では入退会手続き等の効率化を目的に WEB 化を進めております。完成の前には、事前のご説明と WEB 手続き用のマニュアルをお送りする予定としておりますが、複写式申請書は引き続きご利用いただけるよう対応いたしますので、ぜひ本手引きをご活用くださいますようお願い申し上げます。

「入会申込書」「退会届出書」「異動報告書」  
記入の手引き

令和5年4月

日本医師会  
情報システム課 会員情報室

2023.04.001 版

## 【 もくじ 】

### 内容

もくじ.....	1
【 入会申込書 】.....	4
イ) 入会年月日.....	4
ロ) 入会する医師会.....	4
ハ) 所属医師会コード（医師会使用欄）.....	4
1. 入会区分.....	4
2. 異動前医師会.....	4
3. 医籍登録番号.....	4
4. 氏名.....	4
5. 生年月日.....	5
6. 性別.....	5
7. 会員区分.....	5
8. 所属施設名.....	6
9. 施設所在地.....	6
10. 自宅現住所.....	6
11. 文書送付先.....	6
12. 電子メールアドレス.....	6
13. 開設主体.....	6
14. 施設・業務.....	7
15. 病床の有無.....	7
16. 併設の施設.....	7
17. 診療科名.....	7
18. 出身校.....	7
19. 卒業年月.....	7
20. 医籍登録日.....	7
21. 学位取得年月.....	7
22. 所属学会.....	7
23. 指定医.....	8
【 異動報告書 】.....	9
イ) 異動年月日.....	9
ロ) 所属する医師会.....	9
ハ) 所属医師会コード（医師会使用欄）.....	9
1. 医籍登録番号.....	9
2. 氏名.....	9
3. 旧医籍登録番号・旧氏名.....	9
4. 異動事由.....	9
5. 会員区分.....	10
6. 所属施設名.....	11
7. 施設所在地.....	11
8. 自宅現住所.....	11
9. 文書送付先.....	11
10. 電子メールアドレス.....	11
11. 開設主体.....	11
12. 施設・業務.....	12
13. 病床の有無.....	12
14. 併設の施設.....	12
15. 診療科名.....	12
16. 所属学会.....	12
17. 指定医.....	12
【 退会届出書 】.....	13
イ) 届出年月日.....	13

ロ) 退会する医師会 .....	13
ハ) 所属医師会コード（医師会使用欄） .....	13
1. 医籍登録番号.....	13
2. 氏名 .....	13
3. 退会年月日.....	13
4. 退会事由 .....	14
5. 所属施設の名称 .....	14
6. 施設所在地.....	14
7. 自宅現住所.....	14
8. 死亡による退会の場合、届出人の氏名および続柄.....	14

## 【 入会申込書 】

### イ) 入会年月日

- 日本医師会の会員資格は、本会の定款 6 条により都道府県医師会の会員であることとなっており、都道府県医師会の入会が承認された日を記入して下さい。
- 入会年月日を訂正する場合は、訂正印が必要です。
- 年度を遡って入会する場合は、その理由を書いた文書を添付して下さい。

### ロ) 入会する医師会

- 入会する都道府県医師会と郡市区医師会・その他の医師会の名称を、それぞれ所定欄に記入して下さい。

### ハ) 所属医師会コード（医師会使用欄）

- 「医師会コード表」に基づき、各医師会の担当者が、入会する医師会のコード番号を記入して下さい。

## 1. 入会区分

- 入会の区分は、下記のとおり分類しています。
  - 「1」: 初めて日本医師会に入会される方。
  - 「2」: 日本医師会に入会済みで、郡市区医師会・その他の医師会、または都道府県医師会を異動する方。
  - 「3」: 複数の医療機関に従事している方で、日本医師会への入会が複数箇所からの入会となる方。
- 過去に日本医師会に入会されていた方で、退会後長期間経ってから再度入会する場合は、「2」となります。
- 「3」の複数箇所からの入会となる場合は、異動前医師会の欄は記入しないで下さい。

### ➤ 異動前医師会

- ・ 入会区分で「2」を選択した方は、退会した（することになる）都道府県および郡市区医師会・その他の医師会の名称を記入して下さい。
- ・ 異動前医師会を記入した場合は、これまでの送付先への刊行物については送付を停止します。

## 2. 医籍登録番号

- 日本医師会用（4枚綴りの1枚目）に記入する医籍登録番号は、本人が必ず医師免許証（日本国）を確認の上、記入するように徹底して下さい。
- 届け出時に医師免許証（日本国）の控えが添付されている場合は、担当者が確認して下さい。

## 3. 氏名

- 公的証明書に記載されている氏名を記入して下さい。

4. 生年月日

- 公的証明書に記載されている年月日（元号）を記入して下さい。

5. 性別

- 公的証明書に記載されている性別を記入して下さい。

6. 会員区分

日本医師会 会員区分 (2023年4月1日時点)		
1	A①	病院・診療所の「開設者」、「管理者」および「それに準ずる」会員（医賠償保険自動付帯）
2	A②(B)	上記 A① および A②(C) 以外の会員（医賠償保険自動付帯）
3	A②(C)	医師法に基づく研修医（医賠償保険自動付帯）
4	B	上記 A②(B) のうち、医賠償保険加入の除外を申請した会員
5	C	上記 A②(C) のうち、医賠償保険加入の除外を申請した会員

- 日本医師会医師賠償責任保険への加入資格の有無となりますので、必ず記入して下さい。
- 本人の誤記などによる訂正の場合は本人の訂正印を、都道府県または郡市区医師会・その他の医師会の理事会決定などに基づく訂正の場合は、必ず本人の承諾を得て都道府県または郡市区医師会・その他の医師会の訂正印を捺印して下さい。
- 平成17年度より医師法に基づく研修医のためにA②会員（C）が創設されました。A②会員（C）の取扱いについては以下の点にご注意下さい。
  - (1) 「医師法に基づく研修医」とは、医師法第16条の2における臨床研修を行う者を指し、それ以外（専門臨床研修医等）は含みません。
  - (2) 臨床研修を修了し、臨床研修修了証の交付を受けた方は、A②会員（C）には該当しませんので、速やかに所定の異動報告書を提出し、他の会員区分へ区分変更して下さい。  
日本医師会医師賠償責任保険の被保険者は、『日本医師会医師賠償責任保険運営に関する協定書 第9条（1）』により「所定の手続きにより会費を納入しているA会員」と定められております。被保険者となるためには、A①会員またはA②会員（B）の会員資格を取得（区分変更）する必要があります。
  - (3) 出産・育児等の会員側事由により研修中断状態となった場合は、研修制度の主務官庁である厚生労働省が、当該会員は医師法第16条の2の研修医に当たらないと決定するまではA②会員（C）の資格を有するものとします。
  - (4) 臨床研修修了証の交付を受けたことによりA②会員（C）からB会員に区分変更または退会をされる場合は、『日本医師会医師賠償責任保険 解説』（継続加入の必要 他）をお読みいただき、内容をご理解の上、手続きされるようご説明下さい。
  - (5) 令和5年度より会費減免のための無料スタンプは不要となりました。  
詳細に関しましては日医発第763号（総務）（情シ）、日医発第780号（経理）をご覧ください。

## 7. 所属施設名

- 略称でなく、医療機関については、医療法の規定に基づき都道府県知事に届け出ている正式名称、その他の施設についても、関係法令に基づいて届け出ている正式名称を記入して下さい。
- 医育機関またはその附属病院の場合は、講座名（教室名）、所属診療科名を併せて記入して下さい。

例：〇〇大学医学部 ××学講座（または教室）

〇〇大学医学部附属病院 ◇◇科

なお、診療科名が未記入の場合は主たる科名で登録させていただきます。

卒後研修医は、診療科名は必要ありません。

- 『出向』： 医育機関または附属病院に籍をおき、他の医療機関に出向している場合は、現在主として従事している施設名を記入してください。施設所在地、開設主体、施設・業務、病床数は、これに準じて記入して下さい。
- 施設に所属していない場合は、「**自宅会員**」と記入して下さい。
- 休業の場合は、施設名のあとに「**（休業）**」と記入して下さい。

## 8. 施設所在地

- 郵便番号は、郵便局の「郵便番号簿」にしたがって、7桁で記入して下さい。個別番号がある場合は、その番号を記入して下さい。
- 電話番号、FAX 番号は、市外局番から記入して下さい。

## 9. 自宅現住所

- 郵便番号は、郵便局の「郵便番号簿」にしたがって、7桁で記入して下さい。個別番号がある場合は、その番号を記入して下さい。
- 電話番号、FAX 番号は、市外局番から記入して下さい。

## 10. 文書送付先

- 「日本医師会雑誌」、「日医ニュース」の送付先となりますので、施設所在地または自宅現住所のいずれかを指定して下さい。

## 11. 電子メールアドレス

- 複数のメールアドレスを持っている場合は、1つのみの登録になります。

## 12. 開設主体

- 所属施設名の欄に記入した施設について、表から該当する番号を記入して下さい。
- 所属施設名の欄に、「**自宅会員**」または「**（休業）**」と記入した場合は、「**99 無**」を選択して下さい。
- 地方独立行政法人・公立大学法人は、設立団体により「**02 都道府県**」、「**03 市町村**」、「**06 その他**」のいずれかに含まれます。
- 社会医療法人は「**09 医療法人**」に含まれます。

### 13.施設・業務

- 統計上重要項目のため、不明点は表を参照し、特に注意して記入して下さい。
- 所属施設名の欄に記入した施設について、表から該当する番号を記入して下さい。
- 開設者・管理者とは、医療法に基づき都道府県知事に届け出ている医療機関の開設者・管理者をさします。特に、医育機関附属病院に勤務している方で、教室、講座、診療科などの責任者の方を記入している場合がありますが、通常は附属病院の院長が該当します。
- 所属施設名の欄に、「自宅会員」または「(休業)」と記入した場合は、「99 無」を選択して下さい。

### 14.病床の有無

- 有床、無床の区分は必ず記入して下さい。
- 有床の場合は、許可病床数を記入して下さい。
- 介護保険施設は入所者数を記入してください。

### 15.併設の施設

- 介護保険施設とは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設（2024年3月末廃止）をさします。これら以外の施設は、その他の（ ）内に明記して下さい。

### 16.診療科名

- 本人が担当している診療科名を、表の番号で、主となる科名から順に記入して下さい。

### 17.出身校

- 最終大学名（医学部）を記入して下さい。
- 総合大学の場合は医学部まで、医科大学の場合は大学名のみを記入して下さい。

### 18.卒業年月

- 出身校の卒業年月（元号）を記入して下さい。

### 19.医籍登録日

- 医師免許証に記載されている登録年月日（元号）を記入して下さい。

### 20.学位取得年月

- 学位（博士）を持っている場合は、取得年月（元号）を記入して下さい。

### 21.所属学会

- 表より、該当する学会の主なものを4学会まで番号で記入して下さい。日本医学会分科会以外の学会に所属している場合は、「999」と記入して下さい。
- 日本医学会分科会の追加加盟があった場合は、お知らせします。



## 22. 指定医

- 該当するものを丸で囲んで下さい。複数選択可能です。
- その他の指定医とは、生活保護指定医、身体障害者福祉法指定医をさします。

## 【異動報告書】

### イ) 異動年月日

- 異動年月日は、日本医師会の会員として異動された日付となりますので、都道府県医師会または郡市区医師会・その他の医師会で承認された日を記入して下さい。
- 異動年月日を訂正する場合は、訂正印が必要です。
- 年度を遡って異動する場合は、その理由を書いた文書を添付して下さい。

### ロ) 所属する医師会

- 所属している都道府県医師会と郡市区医師会・その他の医師会の名称を、それぞれ所定欄に記入して下さい。

### ハ) 所属医師会コード（医師会使用欄）

- 「医師会コード表」に基づき、各医師会の担当者が、所属する医師会のコード番号を記入して下さい。
- 地区医師会の異動の場合は、前地区医師会を矢印の左側の欄に、新地区医師会を矢印の右側の欄にコード（A、B、C…）を記入して下さい。

## 1. 医籍登録番号

- 日本医師会用（4枚綴の1枚目）に記入する医籍登録番号は、本人が必ず医師免許証（日本国）を確認の上、記入するように徹底して下さい。
- 届出時に医師免許証（日本国）の控えが添付されている場合は、担当者が確認して下さい。
- 医籍登録番号に変更がある場合は、必ず変更後の番号を記入して下さい。

## 2. 氏名

- 公的証明書に記載されている氏名を記入して下さい。
- 氏名を改姓・改名した場合は、変更後の氏名を記入して下さい。

### ➤ 旧医籍登録番号・旧氏名

・ 医籍登録番号、氏名に変更がある場合には、日本医師会へこれまで届け出していた医籍登録番号、氏名をこの欄に記入して下さい。

## 3. 異動事由

- 異動の事由は、下記のとおり分類しています。
  - 「11」: 医籍登録番号を変更する方。
  - 「12」: 氏名を変更する方。
  - 「13」: 医療機関を開業する方。
  - 「14」: 従事する施設を異動する方。（廃業・廃院、休業・休院、退職、勤務先変更）
  - 「15」: 会員区分を変更する方。業務の異動に伴うものを含みます。
  - 「16」: 施設所在地のみ変更する方。

「17」: 自宅現住所のみ変更する方。

「19」: 上記以外の事由による変更がある場合。

例) 施設名称の変更、医療法人化(一人医師医療法人化)など。

#### 4. 会員区分

日本医師会 会員区分 (2023年4月1日時点)		
1	A①	病院・診療所の「開設者」、「管理者」および「それに準ずる」 会員 (医賠償保険自動付帯)
2	A②(B)	上記 A① および A②(C) 以外の会員 (医賠償保険自動付帯)
3	A②(C)	医師法に基づく研修医 (医賠償保険自動付帯)
4	B	上記 A②(B) のうち、医賠償保険加入の除外を申請した会員
5	C	上記 A②(C) のうち、医賠償保険加入の除外を申請した会員

- 日本医師会医師賠償責任保険への加入資格の有無となりますので異動後の会員区分を、必ず記入して下さい。
- 本人の誤記などによる訂正の場合は本人の訂正印を、都道府県または郡市区医師会・その他の医師会の理事会決定などに基づく訂正の場合は、必ず本人の承諾を得て都道府県または郡市区医師会・その他の医師会の訂正印を捺印して下さい。
- A②会員(C)の取扱いについては以下の点にご注意下さい。

(1) 「医師法に基づく研修医」とは、医師法第16条の2における臨床研修を行う者を指し、それ以外(専門臨床研修医等)は含みません。

(2) 臨床研修を修了し、臨床研修修了証の交付を受けた方は、A②会員(C)には該当しませんので、速やかに所定の異動報告書を提出し、他の会員区分へ区分変更して下さい。

日本医師会医師賠償責任保険の被保険者は、『日本医師会医師賠償責任保険運営に関する協定書 第9条(1)』により「所定の手続きにより会費を納入しているA会員」と定められております。被保険者となるためには、A①会員またはA②会員(B)の会員資格を取得(区分変更)する必要があります。

(3) 出産・育児等の会員側事由により研修中断状態となった場合は、研修制度の主務官庁である厚生労働省が当該会員は医師法第16条の2の研修医に当たらないと決定するまではA②会員(C)の資格を有するものとします。

(4) 臨床研修修了証の交付を受けたことによりA②会員(C)からB会員に区分変更または退会をされる場合は、『日本医師会医師賠償責任保険 解説』(継続加入の必要 他)をお読みいただき、内容をご理解の上、手続きされるようご説明下さい。

(5) 令和5年度より会費減免のための無料のスタンプは不要となりました。詳細に関しましては日

## 5. 所属施設名

- 略称でなく、医療機関については、医療法の規定に基づき都道府県知事に届け出ている正式名称、その他の施設についても、関係法令に基づいて届け出ている正式名称を記入して下さい。
- 医育機関またはその附属病院の場合は、講座名（教室名）、所属診療科名を併せて記入して下さい。

例：〇〇大学医学部 ××学講座（または教室）

〇〇大学医学部附属病院 ◇◇科

研修医は、雑誌が届くようでしたら、診療科名は記入しなくても結構です。

- 『出向』：医育機関または附属病院に籍をおき、他の医療機関に出向している場合は、現在主として従事している施設名を記入してください。施設所在地、開設主体、施設・業務、病床数は、これに準じて記入して下さい。
- 施設に所属していない場合は、「**自宅会員**」と記入して下さい。
- 休業の場合は、施設名のあとに「**（休業）**」と記入して下さい。

## 6. 施設所在地

- 郵便番号は、郵便局の「新郵便番号簿」にしたがって、7桁で記入して下さい。個別番号がある場合は、その番号を記入して下さい。
- 電話番号、FAX 番号は、市外局番から記入して下さい。
- 地番変更、市町村合併、政令指定都市移行の場合も異動報告書の提出が必要です。

## 7. 自宅現住所

- 郵便番号は、郵便局の「新郵便番号簿」にしたがって、7桁で記入して下さい。個別番号がある場合は、その番号を記入して下さい。
- 電話番号、FAX 番号は、市外局番から記入して下さい。
- 地番変更、市町村合併、政令指定都市移行の場合も異動報告書の提出が必要です。

## 8. 文書送付先

- 「日本医師会雑誌」、「日医ニュース」の送付先となりますので、施設所在地または自宅現住所のいずれかを指定して下さい。

## 9. 電子メールアドレス

- 複数のメールアドレスを持っている場合は1つのみの登録になります。

## 10. 開設主体

- 所属施設名の欄に記入した施設について、表から該当する番号を記入して下さい。
- 所属施設名の欄に、「**自宅会員**」または「**（休業）**」と記入した場合は、「**99 無**」を選択して下さい。
- 地方独立行政法人・公立大学法人は、設立団体により「**02 都道府県**」、「**03 市町村**」、

「06 その他」のいずれかに含まれます。

- 社会医療法人は「09 医療法人」に含まれます。

### 11.施設・業務

- 統計上重要項目のため、不明点は表を参照し、特に注意して記入して下さい。
- 所属施設名の欄に記入した施設について、表から該当する番号を記入して下さい。
- 開設者、管理者とは、医療法に基づき都道府県知事に届け出ている医療機関の開設者、管理者をさします。特に、医育機関附属病院に勤務している方で、教室、講座、診療科などの責任者の方を記入している場合がありますので、注意して下さい。通常は、附属病院の院長が該当します。
- 開設者、管理者が異動した場合は、前任者および後任者両方の異動報告書が必要です。
- 所属施設名の欄に、「自宅会員」または「(休業)」と記入した場合は、「99 無」を選択して下さい。

### 12.病床の有無

- 有床、無床の区分は必ず記入して下さい。
- 有床の場合は、許可病床数を記入して下さい。
- 介護保険施設は入所者数を記入してください。

### 13.併設の施設

- 介護保険施設とは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設（2024年3月末廃止）をさします。これら以外の施設は、その他の（ ）内に明記して下さい。

### 14.診療科名

- 本人が担当している診療科名を、表の番号で、主となる科名から順に記入して下さい。

### 15.所属学会

- 「記入上の注意」の項目 15（表）より、該当する学会のおもなものを4学会まで番号で記入して下さい。日本医学会分科会以外の学会に所属している場合は、「999」と記入して下さい。
- 日本医学会分科会の追加加盟があった場合は、お知らせします。

### 16.指定医

- 該当するものを丸で囲んで下さい。複数選択可能です。
- その他の指定医とは、生活保護指定医、身体障害者福祉法指定医をさします。

## 【退会届出書】

### イ) 届出年月日

- 届出年月日を必ず記入して下さい。
- 年度を遡って退会する場合は、その理由を書いた文書を添付して下さい。

### ロ) 退会する医師会

- 所属している都道府県医師会と郡市区医師会・その他の医師会の名称を、それぞれ所定欄に記入して下さい。

### ハ) 所属医師会コード（医師会使用欄）

- 「医師会コード表」に基づき、各医師会の担当者が、退会する医師会のコード番号を記入して下さい。

#### 1. 医籍登録番号

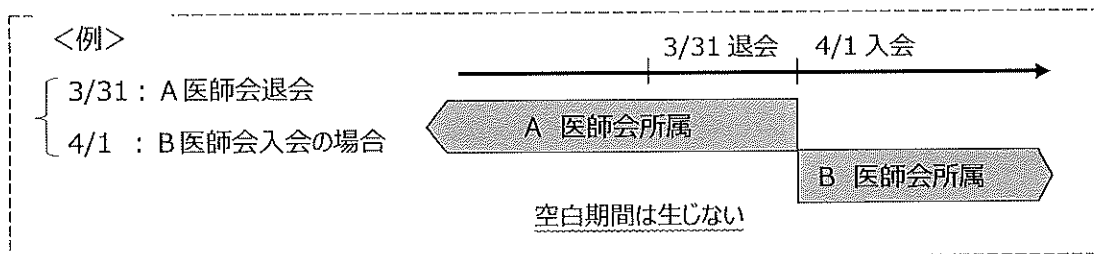
- 必ず医師免許証（日本国）を確認の上、記入するように徹底して下さい。
- 届出時に医師免許証（日本国）の控えが添付されている場合は、担当者が確認して下さい。

#### 2. 氏名

- 日本医師会会員として届け出ている氏名を記入して下さい。
- 死亡による退会の場合は、捺印が無くても受理します。

#### 3. 退会年月日

- 日本医師会を退会する日付を記入して下さい。
- 退会年月日は、日本医師会の会員資格を喪失する（退会当日の午後12時）日となる重要な日付ですので、必ず記入して下さい。
- 退会日の翌日が入会日の場合、日本医師会会員資格空白期間は生じません。



- 死亡による退会の場合は、死亡年月日（元号）を記入して下さい。
- 退会年月日を訂正する場合は、訂正印が必要です。
- 本人の誤記などによる訂正の場合は本人の訂正印を、都道府県または郡市区医師会・その他の医師会の理事会決定などに基づく訂正の場合は、必ず本人の承諾を得て都道府県または郡市区医師会・その他の医師会の訂正印を捺印して下さい。

#### 4. 退会事由

- 退会的事由は、下記のとおり分類しています。
  - 「21」: 死亡
  - 「22」: 廃業・退職
  - 「23」: 医師会の異動
  - 「24」: その他
- 退会后、他の医師会へ入会する予定のある場合は、「**「23」:医師会の異動**」の備考欄に次の入会予定の都道府県医師会名と郡市区医師会・その他の医師会名を記入して下さい。
- 退会后すぐ他の医師会へ入会しない場合でも、再度日本医師会へ入会する予定がある場合は、「**「23」: 医師会の異動**」になります。
- 今後、医師会に入会する予定がない場合は、「**「24」: その他**」になります。

#### 5. 所属施設の名称

- これまで日本医師会へ届け出していた正式名称を記入して下さい。
- 医育機関またはその附属病院の場合は、講座名（教室名）、所属診療科名を併せて記入して下さい。

#### 6. 施設所在地

- 郵便番号は、郵便局の「郵便番号簿」に従って、7桁で記入して下さい。個別番号がある場合は、その番号を記入して下さい。
- 電話番号、FAX 番号は、市外局番から記入して下さい。

#### 7. 自宅現住所

- 郵便番号は、郵便局の「郵便番号簿」に従って、7桁で記入して下さい。個別番号がある場合は、その番号を記入して下さい。
- 電話番号、FAX 番号は、市外局番から記入して下さい。

#### 8. 死亡による退会の場合、届出人の氏名および続柄

- 死亡による退会の場合は、届出人が氏名記入および捺印をして下さい。
- 会員と届出人との続柄を（ ）内に記入して下さい。
- ご家族の方がいらっしゃらない場合や、連絡が取れない場合は、届出人は医師会事務局、勤務先でも受理します。







# 【日本医師会 異動報告書】記入上の注意

- 異動報告書は、日本医師会入会申込書の記入内容に変更が生じた場合にご提出ください。ただし、「都道府県医師会」・「都市医師会」・「その他の医師会」が変更される場合には、追加提出票提出の後、再入会申込書をご提出ください。
- 異動報告書は、4枚複写方式（日本医師会利用、都道府県医師会利用、都市区・その他の医師会利用、本人用）です。ボールペンを使用し、1・2・3枚目（合計3箇所）にお願いいたします。
- 本人控（4枚目）は、現時点まで大切に保管してください。
- 記入いただいた個人管理の利用方法は、ホームページ等によりご確認ください。
- 異動報告書は都道府県・その他の医師会及び都道府県医師会を管出し、本会に送られます。

「13 異動理由」は、おてはまる番号を選び○で囲んでください。詳細は、以下のとおりです。  
 選択が（ ）にある項目は、さらにおてはまる項目に○をつけるが、（ ）内に理由を記入してください。

- 「13 異動理由」は、診療所や病院などの勤務場所を離脱した場合は、
- 「14 会員変更」は、開業や管理職の交代、離業などにより、日本医師会区分を変更する場合は、
- 「15 会員変更」は、開業や管理職の交代、離業などにより、日本医師会区分を変更する場合は、
- 「16 住所変更」は、転居などにより住所が変更された場合は、
- 「17 住所変更」は、転居などにより住所が変更された場合は、
- 「18 その他」は、上記以外の事由（勤務名称の変更、法人は、勤務科目の変更、交付先の変更など）です。

「4. 会員」の「日医」は、おてはまる欄を○で囲んでください。

- A①：病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員  
 A②③：上記A①の会員およびA④会員の会員  
 A④⑤：医師法に基づき新制度
- B：上記A①の会員のうち日本医師会医師会職員に兼任  
 加入の除外を申請した会員  
 C：上記A①の会員のうち日本医師会医師会職員に兼任  
 加入の除外を申請した会員

「10. 開設主体」は、所属する施設の開設主体を下記の裏から選び、番号を記入してください。

01	国	国	国	国
02	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
03	市町村	市町村	市町村	市町村
04	市町村	市町村	市町村	市町村
05	市町村	市町村	市町村	市町村
06	市町村	市町村	市町村	市町村
07	市町村	市町村	市町村	市町村
08	市町村	市町村	市町村	市町村
09	市町村	市町村	市町村	市町村
10	市町村	市町村	市町村	市町村
11	市町村	市町村	市町村	市町村
12	市町村	市町村	市町村	市町村
13	市町村	市町村	市町村	市町村
14	市町村	市町村	市町村	市町村
15	市町村	市町村	市町村	市町村
16	市町村	市町村	市町村	市町村
17	市町村	市町村	市町村	市町村
18	市町村	市町村	市町村	市町村
19	市町村	市町村	市町村	市町村
20	市町村	市町村	市町村	市町村

「11. 施設・業務」は、所属する施設・業務の種類を下記の表から選び、番号を記入してください。

1	総合診療科
2	内科
3	外科
4	小児科
5	産婦人科
6	皮膚科
7	泌尿器科
8	耳鼻咽喉科
9	眼科
10	歯科
11	放射線科
12	麻酔科
13	救急科
14	在宅医療
15	その他

# 記入例

## 異動報告書

日本医師会  
 東京都医師会  
 東京都医師会  
 東京都医師会  
 東京都医師会

1. 異動報告書番号  
 東京都医師会  
 東京都医師会  
 東京都医師会  
 東京都医師会

2. 氏名  
 花子 花子  
 花子 花子  
 花子 花子  
 花子 花子

3. 異動理由  
 11 医師会区分変更  
 12 勤務場所変更  
 13 住所変更  
 14 会員変更  
 15 会員変更  
 16 住所変更  
 17 住所変更  
 18 その他

4. 所属施設  
 花子 花子  
 花子 花子  
 花子 花子  
 花子 花子

5. 施設・業務  
 東京都医師会  
 東京都医師会  
 東京都医師会  
 東京都医師会

6. 勤務先住所  
 東京都医師会  
 東京都医師会  
 東京都医師会  
 東京都医師会

7. 勤務先住所  
 東京都医師会  
 東京都医師会  
 東京都医師会  
 東京都医師会

# 記入例

「13.併設の施設」は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、その他；上記以外の施設の場合は、( ) に記入してください。

「14.診療科目」は、本人が担当している診療科目（10科名まで）を、お持ちのから順に並び番号を記入してください。  
 「主たる科名」欄には、1つ選んで記入してください。

I	01 内科	02 呼吸器科	03 循環器科	04 消化器科	05 腎臓科	06 泌尿器科	07 皮膚科
1	08 血液内科	09 皮膚科	10 フェルギー科	11 クラウド科	12 呼吸器科	13 泌尿器科	14 精神科
II	20 外科	21 呼吸器科	22 消化器科	23 泌尿器科	24 皮膚科	25 呼吸器科	26 泌尿器科
2	27 肛門科	28 呼吸器科	29 消化器科	30 泌尿器科	31 皮膚科	32 呼吸器科	33 泌尿器科
III	34 小児科	35 産婦人科	36 産科	37 婦人科	38 産科	39 婦人科	40 産科
IV	41 小児科	42 産婦人科	43 産科	44 産科	45 産科	46 産科	47 産科
V	48 小児科	49 産婦人科	50 産科	51 産科	52 産科	53 産科	54 産科
VI	55 小児科	56 産婦人科	57 産科	58 産科	59 産科	60 産科	61 産科

「15.所属学会」は、日本医学会が科会の方で所属している学会（4学会まで）を選び、番号を記入してください。  
 \*日本医学会が科会以外の学会に所属している場合は、「000」を記入してください。

(ア)	120 日本呼吸器学会	121 日本呼吸器学会	122 日本呼吸器学会	123 日本呼吸器学会
132	日本アトピー学会	133 日本アトピー学会	134 日本アトピー学会	135 日本アトピー学会
042	日本アレルギー学会	043 日本アレルギー学会	044 日本アレルギー学会	045 日本アレルギー学会
090	日本アレルギー学会	091 日本アレルギー学会	092 日本アレルギー学会	093 日本アレルギー学会
032	日本アレルギー学会	033 日本アレルギー学会	034 日本アレルギー学会	035 日本アレルギー学会
120	日本アレルギー学会	121 日本アレルギー学会	122 日本アレルギー学会	123 日本アレルギー学会
001	日本アレルギー学会	002 日本アレルギー学会	003 日本アレルギー学会	004 日本アレルギー学会
079	日本アレルギー学会	080 日本アレルギー学会	081 日本アレルギー学会	082 日本アレルギー学会
049	日本アレルギー学会	050 日本アレルギー学会	051 日本アレルギー学会	052 日本アレルギー学会
091	日本アレルギー学会	092 日本アレルギー学会	093 日本アレルギー学会	094 日本アレルギー学会
091	日本アレルギー学会	092 日本アレルギー学会	093 日本アレルギー学会	094 日本アレルギー学会
135	日本アレルギー学会	136 日本アレルギー学会	137 日本アレルギー学会	138 日本アレルギー学会
041	日本アレルギー学会	042 日本アレルギー学会	043 日本アレルギー学会	044 日本アレルギー学会
012	日本アレルギー学会	013 日本アレルギー学会	014 日本アレルギー学会	015 日本アレルギー学会
027	日本アレルギー学会	028 日本アレルギー学会	029 日本アレルギー学会	030 日本アレルギー学会
032	日本アレルギー学会	033 日本アレルギー学会	034 日本アレルギー学会	035 日本アレルギー学会
014	日本アレルギー学会	015 日本アレルギー学会	016 日本アレルギー学会	017 日本アレルギー学会
092	日本アレルギー学会	093 日本アレルギー学会	094 日本アレルギー学会	095 日本アレルギー学会
015	日本アレルギー学会	016 日本アレルギー学会	017 日本アレルギー学会	018 日本アレルギー学会
002	日本アレルギー学会	003 日本アレルギー学会	004 日本アレルギー学会	005 日本アレルギー学会
043	日本アレルギー学会	044 日本アレルギー学会	045 日本アレルギー学会	046 日本アレルギー学会
072	日本アレルギー学会	073 日本アレルギー学会	074 日本アレルギー学会	075 日本アレルギー学会
027	日本アレルギー学会	028 日本アレルギー学会	029 日本アレルギー学会	030 日本アレルギー学会
007	日本アレルギー学会	008 日本アレルギー学会	009 日本アレルギー学会	010 日本アレルギー学会
019	日本アレルギー学会	020 日本アレルギー学会	021 日本アレルギー学会	022 日本アレルギー学会
002	日本アレルギー学会	003 日本アレルギー学会	004 日本アレルギー学会	005 日本アレルギー学会
139	日本アレルギー学会	140 日本アレルギー学会	141 日本アレルギー学会	142 日本アレルギー学会
078	日本アレルギー学会	079 日本アレルギー学会	080 日本アレルギー学会	081 日本アレルギー学会
112	日本アレルギー学会	113 日本アレルギー学会	114 日本アレルギー学会	115 日本アレルギー学会
041	日本アレルギー学会	042 日本アレルギー学会	043 日本アレルギー学会	044 日本アレルギー学会
010	日本アレルギー学会	011 日本アレルギー学会	012 日本アレルギー学会	013 日本アレルギー学会
032	日本アレルギー学会	033 日本アレルギー学会	034 日本アレルギー学会	035 日本アレルギー学会
066	日本アレルギー学会	067 日本アレルギー学会	068 日本アレルギー学会	069 日本アレルギー学会
032	日本アレルギー学会	033 日本アレルギー学会	034 日本アレルギー学会	035 日本アレルギー学会
033	日本アレルギー学会	034 日本アレルギー学会	035 日本アレルギー学会	036 日本アレルギー学会
024	日本アレルギー学会	025 日本アレルギー学会	026 日本アレルギー学会	027 日本アレルギー学会
038	日本アレルギー学会	039 日本アレルギー学会	040 日本アレルギー学会	041 日本アレルギー学会

# 異動報告書

異動年月日  
 令和 4 年 4 月 1 日

所属する医師会  
 日本医師会  
 所属する医師会  
 日本医師会

1. 医師会番号  
 0100000000

2. 医師会名  
 日本医師会

3. 医師会住所  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田

4. 医師会役員  
 会長 〇〇〇〇〇〇  
 副会長 〇〇〇〇〇〇  
 理事 〇〇〇〇〇〇  
 監事 〇〇〇〇〇〇

5. 所属施設名  
 花子病院

6. 施設所在地  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田

7. 所属施設住所  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田

8. 文書送付先  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田

9. 医師会への届出  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田

10. 医師会への届出  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田

11. 医師会への届出  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田

12. 医師会への届出  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田

13. 医師会への届出  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田

14. 医師会への届出  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田

15. 医師会への届出  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田

16. 医師会への届出  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田

※ 「記入の注意」をすべて記入してください。敬請注意を記入してください。

# 【日本医師会 退会届出書】記入上の注意

1. 退会届出書は、日本医師会を退会する場合にご提出ください。
2. 退会届出書用紙は表紙（記入上の注意）のほか、4枚複写（日本医師会、都道府県医師会、郡市区医師会・その他の医師会、本人控）になっております。ボールペンを使用してはつきりと記入してください。
3. 捺印は1・2・3枚目（合計3箇所）にお願いいたします。
4. 本人控（4枚目）は大切に保管してください。
5. 日本医師会会員証をお持ちの方は、鉄を入れて退会届出書とともに返納してください。
6. 記入いただいた個人情報利用目的は、ホームページ等によりご確認ください。
7. 退会届出書は郡市区・その他の医師会及び都道府県医師会を経由し、本会に送られます。

「退会する医師会」には、所属の「都道府県医師会」と「郡市区医師会・その他の医師会」の名称を記入してください。

「1. 医籍登録番号」は、医師免許証などをお確かめのうえ、右詰で記入してください。

「3. 退会年月日」は、かならず記入してください。

「4. 退会事由」は、該当する番号を選び○で囲んでください。それぞれの詳細は、以下のとおりです。

- [21] 死亡による退会 → 届け出の方はかならず [8] 欄を記入してください。
- [22] 廃業・退職 → 退会後、他の医師会より日本医師会に再入会の予定がなく、廃院・廃業または退職による退会の場合です。
- [23] 医師会の異動 → 退会後、他の医師会より日本医師会に再入会する予定がある場合です。異動または入会予定の医師会が決まっている場合は、( ) 内に医師会名を記入してください。
- [24] その他 → 海外留学など、上記以外の事由による退会の場合です。[24] に○をした方は、( ) 内に簡単に事由を記入してください。

「4. 退会事由」が [21] 死亡による退会」の場合は、「8. 欄に届け出の方の氏名および続柄を記入し、捺印してください。

# 記入例

退会届出書

※ 記入上の注意」にそって記入してください。数字は右詰で記入してください。

日本医師会 退会する医師会	東京都医師会 郡市区医師会・ その他の医師会	退会年月日 令和 4 年 3 月 31 日
1. 医籍登録番号 第 7777777 号	2. 氏名 コウガキ ニキキ (姓) 日区 一郎 (名) (印)	3. 退会年月日 令和 4 年 3 月 31 日
4. 退会事由 21 死亡 22 廃業・退職 23 医師会の異動 (異動予定先 東京 市医師会) X 24 その他 ( )	5. 所属施設名 フジカ 日本大学医学部附属病院	6. 施設所在地 TEL 03 (3946) 2121 FAX 03 (3946) 6295 〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16
7. 自宅居住所 TEL 03 (3942) 6482 FAX 03 (3942) 6482 〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16	8. 死亡による退会の場合、届け出人の氏名および続柄を記入してください。	印 (印)



医師会名称	地域医師会コード
北海道医師会	01
札幌市医師会	0101
札幌中	0101A
札幌北	0101B
札幌東	0101C
札幌西	0101D
江別医師会	0110
千歳医師会	0111
恵庭市医師会	0112
北広島医師会	0113
函館市医師会	0114
渡島医師会	0115
檜山医師会	0116
北部檜山医師会	0117
小樽市医師会	0120
寿都医師会	0121
羊蹄医師会	0122
岩内古宇郡医師会	0123
余市医師会	0125
旭川市医師会	0129
富良野医師会	0130
上川郡中央医師会	0131
上川北部医師会	0132
室蘭市医師会	0135
苫小牧市医師会	0136
胆振西部医師会	0137
日高医師会	0138
釧路市医師会	0141
根室市外三郡医師会	0142
帯広市医師会	0146
十勝医師会	0147
北見医師会	0150
紋別医師会	0151
美幌医師会	0152
網走医師会	0153
遠軽医師会	0154
岩見沢市医師会	0157
空知南部医師会	0158

夕張市医師会	0159
三笠市医師会	0160
美唄市医師会	0161
留萌医師会	0164
宗谷医師会	0167
空知医師会	0171
赤平市医師会	0172
芦別市医師会	0173
深川医師会	0174
滝川市医師会	0175
石狩医師会	0176
北海道大学医師会	0191
札幌医科大学医師会	0192
旭川医科大学医師会	0193
青森県医師会	02
青森市医師会	0201
弘前市医師会	0202
八戸市医師会	0203
南黒医師会	0206
西北五医師会	0207
上十三医師会	0208
むつ下北医師会	0209
弘前大学医師会	0211
岩手県医師会	03
盛岡市医師会	0301
岩手西北医師会	0302
紫波郡医師会	0303
花巻市医師会	0304
北上医師会	0305
奥州医師会	0306
一関市医師会	0308
気仙医師会	0310
釜石医師会	0311
宮古医師会	0312
遠野市医師会	0313
久慈医師会	0314
二戸医師会	0315
岩手医科大学医師会	0316
宮城県医師会	04

仙台市医師会	0401
東北大学医師会	0402
白石市医師会	0403
柴田郡医師会	0404
角田市医師会	0405
亘理郡医師会	0406
宮城県塩釜医師会	0408
黒川医師会	0409
加美郡医師会	0410
大崎市医師会	0412
遠田郡医師会	0413
桃生郡医師会	0414
石巻市医師会	0415
登米市医師会	0416
気仙沼市医師会	0417
栗原市医師会	0418
岩沼市医師会	0419
名取市医師会	0420
東北医科薬科大学医師会	0421
秋田県医師会	05
鹿角市鹿角郡医師会	0501
大館北秋田医師会	0502
能代市山本郡医師会	0503
男鹿潟上南秋医師会	0504
秋田市医師会	0505
秋田大学医師会	0506
由利本荘医師会	0507
大曲仙北医師会	0509
横手市医師会	0511
湯沢市雄勝郡医師会	0512
山形県医師会	06
山形大学医師会	0601
山形市医師会	0602
天童市東村山郡医師会	0603
寒河江市西村山郡医師会	0604
上山市医師会	0605
北村山地区医師会	0606
新庄市最上郡医師会	0607
酒田地区医師会十全堂	0608



鶴岡地区医師会	0609
南陽市東置賜郡医師会	0610
長井市西置賜郡医師会	0611
米沢市医師会	0612
福島県医師会	07
福島市医師会	0701
伊達医師会	0702
安達医師会	0703
郡山医師会	0704
須賀川医師会	0705
南会津郡医師会	0706
会津若松医師会	0707
喜多方医師会	0708
両沼郡医師会	0709
東白川郡医師会	0710
白河医師会	0711
石川郡医師会	0712
田村医師会	0713
いわき市医師会	0714
双葉郡医師会	0715
相馬郡医師会	0716
福島県立医科大学医師会	0717
茨城県医師会	08
水戸市医師会	0801
日立市医師会	0802
土浦市医師会	0803
古河市医師会	0804
龍ヶ崎市医師会	0805
石岡市医師会	0806
結城市医師会	0807
常陸太田市医師会	0808
取手市医師会	0809
ひたちなか市医師会	0810
茨城県県央医師会	0811
笠間市医師会	0812
那珂医師会	0813
茨城県水郡医師会	0814
多賀医師会	0815
鹿島医師会	0816

水郷医師会	0817
稲敷医師会	0818
つくば市医師会	0819
真壁医師会	0820
茨城県きぬ医師会	0821
猿島郡医師会	0822
筑波大学医師会	0824
東京医科大学茨城医療センター医師会	0825
牛久市医師会	0826
栃木県医師会	09
宇都宮市医師会	0901
上都賀郡市医師会	0902
下都賀郡市医師会	0903
佐野市医師会	0904
足利市医師会	0905
塩谷郡市医師会	0906
那須郡市医師会	0907
南那須医師会	0908
芳賀郡市医師会	0909
自治医科大学医師会	0910
獨協医科大学医師会	0911
小山地区医師会	0912
群馬県医師会	10
前橋市医師会	1001
高崎市医師会	1002
桐生市医師会	1003
伊勢崎佐波医師会	1004
太田市医師会	1005
群馬郡医師会	1007
渋川地区医師会	1008
藤岡多野医師会	1009
富岡市甘楽郡医師会	1010
安中市医師会	1011
吾妻郡医師会	1012
沼田利根医師会	1013
館林市邑楽郡医師会	1014
群馬大学医師会	1015
埼玉県医師会	11
浦和医師会	1101

川口市医師会	1102
大宮医師会	1103
川越市医師会	1104
熊谷市医師会	1105
行田市医師会	1106
所沢市医師会	1107
蕨戸田市医師会	1108
北足立郡市医師会	1109
上尾市医師会	1110
朝霞地区医師会	1111
草加八潮医師会	1112
さいたま市与野医師会	1113
入間地区医師会	1114
毛呂山・越生医師会	1114D
入間市医師会	1114E
比企医師会	1115
秩父郡市医師会	1116
本庄市児玉郡医師会	1117
深谷寄居医師会	1118
北埼玉医師会	1119
南埼玉郡市医師会	1120
越谷市医師会	1121
北葛北部医師会	1122
吉川松伏医師会	1123
飯能地区医師会	1124
東入間医師会	1125
春日部市医師会	1126
岩槻医師会	1127
坂戸鶴ヶ島医師会	1128
狭山市医師会	1129
埼玉医科大学医師会	1130
防衛医科大学校医師会	1131
三郷市医師会	1132
千葉県医師会	12
千葉市医師会	1201
習志野市医師会	1202
八千代市医師会	1203
船橋市医師会	1204
鎌ヶ谷市医師会	1205

市川市医師会	1206
松戸市医師会	1207
柏市医師会	1208
流山市医師会	1209
野田市医師会	1210
我孫子医師会	1211
印旛市郡医師会	1212
香取郡市医師会	1213
銚子市医師会	1214
旭叵瑳医師会	1216
山武郡市医師会	1217
茂原市長生郡医師会	1218
夷隅医師会	1219
安房医師会	1220
君津木更津医師会	1221
市原市医師会	1222
千葉大学医師会	1223
千葉県下国立病院医師会	1224
千葉県庁医師会	1225
浦安市医師会	1226
東京都医師会	13
千代田区医師会	1311
神田医師会	1312
中央区医師会	1313
日本橋医師会	1314
港区医師会	1315
文京区医師会	1316
小石川医師会	1317
下谷医師会	1318
浅草医師会	1319
墨田区医師会	1322
荒川区医師会	1326
足立区医師会	1327
葛飾区医師会	1328
江戸川区医師会	1329
江東区医師会	1330
新宿区医師会	1331
目黒区医師会	1332
世田谷区医師会	1333

玉川医師会	1334
渋谷区医師会	1335
中野区医師会	1336
杉並区医師会	1337
品川区医師会	1341
荏原医師会	1342
大森医師会	1343
田園調布医師会	1344
蒲田医師会	1345
北区医師会	1351
豊島区医師会	1353
板橋区医師会	1354
練馬区医師会	1355
西多摩医師会	1361
北多摩医師会	1363
調布市医師会	1364
武蔵野市医師会	1365
三鷹市医師会	1366
府中市医師会	1367
町田市医師会	1368
西東京市医師会	1369
東久留米市医師会	1371
稲城市医師会	1373
八王子市医師会	1374
日野市医師会	1375
多摩市医師会	1376
都立病院医師会	1377
立川市医師会	1378
小金井市医師会	1379
小平市医師会	1380
東京大学医師会	1381
慶應医師会	1382
慈恵医師会	1383
日本大学医師会	1384
日本医科大学医師会	1385
東京医科大学医師会	1386
女子医大医師会	1387
東京医科歯科大学医師会	1388
昭和大学医師会	1389

帝京大学医師会	1390
順天堂大学医師会	1391
東邦大学医師会	1392
神奈川県医師会	14
横浜市医師会	1401
旭区医師会	1401A
磯子区医師会	1401B
神奈川区医師会	1401C
金沢区医師会	1401D
港南区医師会	1401E
港北区医師会	1401F
瀬谷区医師会	1401G
大学区医師会	1401H
鶴見区医師会	1401I
戸塚区医師会	1401J
中区医師会	1401K
西区医師会	1401L
保土ヶ谷区医師会	1401M
緑区医師会	1401N
南区医師会	1401O
泉区医師会	1401P
栄区医師会	1401Q
青葉区医師会	1401R
都筑区医師会	1401S
川崎市医師会	1402
川崎区医師会	1402A
幸区医師会	1402B
中原区医師会	1402C
高津区医師会	1402D
多摩区医師会	1402E
宮前区医師会	1402F
麻生区医師会	1402G
聖マリアンナ医科大学医師会	1402H
横須賀市医師会	1403
鎌倉市医師会	1404
平塚市医師会	1405
小田原医師会	1406
茅ヶ崎医師会	1407
座間綾瀬医師会	1408

藤沢市医師会	1409
秦野伊勢原医師会	1410
足柄上医師会	1411
厚木医師会	1412
逗葉医師会	1414
相模原市医師会	1415
緑区医師会	1415A
中央区医師会	1415B
南区医師会	1415C
北里大学医師会	1415D
大和市医師会	1416
三浦市医師会	1417
中郡医師会	1418
海老名市医師会	1419
新潟県医師会	15
新潟市医師会	1501
長岡市医師会	1502
上越医師会	1503
三条市医師会	1504
柏崎市刈羽郡医師会	1505
新発田北蒲原医師会	1506
五泉市東蒲原郡医師会	1507
加茂市医師会	1508
見附市南蒲原郡医師会	1509
十日町市中魚沼郡医師会	1510
村上市岩船郡医師会	1511
小千谷市魚沼市医師会	1512
糸魚川市医師会	1514
燕市医師会	1515
南魚沼郡市医師会	1518
佐渡医師会	1522
富山県医師会	16
下新川郡医師会	1601
魚津市医師会	1602
滑川市医師会	1603
中新川郡医師会	1604
富山市医師会	1605
高岡市医師会	1607
氷見市医師会	1609

砺波医師会	1610
小矢部市医師会	1611
南砺市医師会	1612
射水市医師会	1613
石川県医師会	17
金沢市医師会	1701
東1区	1701A
西1区	1701B
南1区	1701C
2区	1701D
3区	1701E
4区	1701F
5区	1701G
6区	1701H
8区	1701J
金沢大学区	1701K
金沢医療センター区	1701L
石川県立中央病院区	1701M
南7区	1701N
北7区	1701O
七尾市医師会	1702
小松市医師会	1703
加賀市医師会	1704
能美市医師会	1705
白山ののいち医師会	1706
河北郡市医師会	1707
羽咋郡市医師会	1708
能登北部医師会	1710
福井県医師会	18
福井市医師会	1801
坂井地区医師会	1804
勝山市医師会	1805
大野市医師会	1806
丹生郡医師会	1807
鯖江市医師会	1808
武生医師会	1809
敦賀市医師会	1810
三方郡医師会	1811
小浜医師会	1812



福井大学医師会	1814
山梨県医師会	19
甲府市医師会	1901
東山梨医師会	1902
笛吹市医師会	1903
西八代郡医師会	1904
南巨摩郡医師会	1905
中巨摩医師会	1906
北巨摩医師会	1907
富士吉田医師会	1908
都留医師会	1909
北都留医師会	1910
山梨大学医師会	1911
長野県医師会	20
佐久医師会	2001
小県医師会	2002
諏訪郡医師会	2003
上伊那医師会	2004
飯田医師会	2005
木曽医師会	2006
塩筑医師会	2007
安曇野市医師会	2008
大北医師会	2009
更級医師会	2010
千曲医師会	2011
須高医師会	2012
中高医師会	2013
上水内医師会	2014
飯水医師会	2015
長野市医師会	2016
松本市医師会	2017
上田市医師会	2018
岡谷市医師会	2019
諏訪市医師会	2020
小諸北佐久医師会	2022
岐阜県医師会	21
岐阜市医師会	2101
各務原市医師会	2102
羽島郡医師会	2103

羽島市医師会	2104
もとす医師会	2105
山県医師会	2106
大垣市医師会	2107
海津市医師会	2108
養老郡医師会	2109
不破郡医師会	2110
安八郡医師会	2111
揖斐郡医師会	2112
武儀医師会	2113
郡上市医師会	2114
加茂医師会	2115
可児医師会	2116
恵那医師会	2117
多治見市医師会	2118
土岐医師会	2119
高山市医師会	2120
下呂市医師会	2121
飛騨市医師会	2122
岐阜大学医師会	2123
静岡県医師会	22
賀茂医師会	2201
田方医師会	2202
伊東市医師会	2203
熱海市医師会	2204
御殿場市医師会	2205
三島市医師会	2206
沼津医師会	2207
富士市医師会	2208
富士宮市医師会	2209
庵原医師会	2210
静岡市清水医師会	2211
静岡市静岡医師会	2212
焼津市医師会	2213
志太医師会	2214
島田市医師会	2215
榛原医師会	2216
小笠医師会	2217
磐周医師会	2218

磐田市医師会	2219
浜松市医師会	2220
浜名医師会	2221
浜松市浜北医師会	2222
引佐郡医師会	2223
愛知県医師会	23
名古屋市医師会	2301
千種区医師会	2301A
東区医師会	2301B
北区医師会	2301C
西区医師会	2301D
中村区医師会	2301E
中区医師会	2301F
昭和区医師会	2301G
瑞穂区医師会	2301H
熱田区医師会	2301I
中川区医師会	2301J
港区医師会	2301K
南区医師会	2301L
守山区医師会	2301M
緑区医師会	2301N
名東区医師会	2301O
天白区医師会	2301P
一宮市医師会	2302
瀬戸旭医師会	2303
半田市医師会	2304
春日井市医師会	2305
津島市医師会	2306
小牧市医師会	2308
東海市医師会	2309
岩倉市医師会	2310
東名古屋医師会	2311
西名古屋医師会	2312
尾北医師会	2313
稲沢市医師会	2315
海部医師会	2316
知多郡医師会	2317
豊橋市医師会	2318
岡崎市医師会	2319

豊川市医師会	2320
碧南市医師会	2321
刈谷医師会	2322
豊田加茂医師会	2323
蒲郡市医師会	2324
安城市医師会	2325
西尾市医師会	2326
北設楽郡医師会	2327
新城市医師会	2328
田原市医師会	2330
名古屋大学医師会	2331
名古屋市立大学医師会	2332
藤田医科大学医師会	2333
愛知医科大学医師会	2334
三重県医師会	24
桑名医師会	2401
いなべ医師会	2402
四日市医師会	2403
鈴鹿市医師会	2404
亀山医師会	2405
津地区医師会	2407
久居一志地区医師会	2408
松阪地区医師会	2409
伊勢地区医師会	2410
志摩医師会	2412
紀北医師会	2413
紀南医師会	2414
伊賀医師会	2415
名賀医師会	2416
三重大学医師会	2417
滋賀県医師会	25
大津市医師会	2501
草津栗東医師会	2502
守山野洲医師会	2503
甲賀湖南医師会	2504
近江八幡市蒲生郡医師会	2505
東近江医師会	2506
彦根医師会	2507
高島市医師会	2511

大津赤十字病院医師会	2512
滋賀医科大学医師会	2513
湖北医師会	2514
京都府医師会	26
京都北医師会	2601
上京東部医師会	2602
京都市西陣医師会	2603
中京東部医師会	2604
中京西部医師会	2605
下京東部医師会	2606
下京西部医師会	2607
左京医師会	2608
右京医師会	2609
西京医師会	2610
東山医師会	2611
山科医師会	2612
伏見医師会	2613
乙訓医師会	2614
宇治久世医師会	2615
綴喜医師会	2616
相楽医師会	2617
亀岡市医師会	2618
船井医師会	2620
綾部医師会	2621
福知山医師会	2622
舞鶴医師会	2623
与謝医師会	2624
北丹医師会	2625
京都大学医師会	2626
京都府立医科大学医師会	2627
大阪府医師会	27
大阪市北区医師会	2701
都島区医師会	2702
大阪市福島区医師会	2703
此花区医師会	2704
大阪市中心区東医師会	2705
大阪市西区医師会	2706
大阪市港区医師会	2707
大阪市大正区医師会	2708

天王寺区医師会	2709
大阪府中央区南医師会	2710
浪速区医師会	2711
大阪府大淀医師会	2712
西淀川区医師会	2713
大阪府東淀川区医師会	2714
大阪府淀川区医師会	2715
東成区医師会	2716
生野区医師会	2717
大阪府旭区医師会	2718
大阪府城東区医師会	2719
大阪府鶴見区医師会	2720
大阪府阿倍野区医師会	2721
大阪府住吉区医師会	2722
大阪府住之江区医師会	2723
大阪府東住吉区医師会	2724
大阪府平野区医師会	2725
大阪府西成区医師会	2726
大阪大学医学部医師会	2727
堺市医師会	2728
岸和田市医師会	2729
布施医師会	2730
豊中市医師会	2731
池田市医師会	2732
箕面市医師会	2733
吹田市医師会	2734
茨木市医師会	2735
摂津市医師会	2736
高槻市医師会	2737
泉大津市医師会	2738
貝塚市医師会	2739
泉佐野泉南医師会	2740
河内長野市医師会	2741
富田林医師会	2742
八尾市医師会	2743
守口市医師会	2744
枚方市医師会	2745
枚岡医師会	2746
大東・四條畷医師会	2747

河内医師会	2748
松原市医師会	2749
柏原市医師会	2750
和泉市医師会	2751
高石市医師会	2752
大阪狭山市医師会	2753
羽曳野市医師会	2754
寝屋川市医師会	2755
門真市医師会	2756
藤井寺市医師会	2757
大阪医科薬科大学医師会	2758
関西医科大学医師会	2759
大阪公立大学医学部医師会	2760
近畿大学医師会	2761
大阪府庁医師会	2762
大阪市役所医師会	2763
交野市医師会	2764
兵庫県医師会	28
神戸市医師会	2801
東灘区医師会	2801A
灘区医師会	2801B
兵庫区医師会	2801C
北区医師会	2801D
長田区医師会	2801E
須磨区医師会	2801F
垂水区医師会	2801G
中央区医師会	2801H
西区医師会	2801I
兵庫県庁医師会	2802
尼崎市医師会	2803
伊丹市医師会	2804
川西市医師会	2805
宝塚市医師会	2806
西宮市医師会	2807
芦屋市医師会	2808
明石市医師会	2809
三木市医師会	2810
小野市・加東市医師会	2811
加西市医師会	2812

西脇市多可郡医師会	2813
加古川医師会	2814
高砂市医師会	2815
姫路市医師会	2816
神崎郡医師会	2817
たつの市・揖保郡医師会	2818
相生市医師会	2820
赤穂市医師会	2821
赤穂郡医師会	2822
佐用郡医師会	2823
宍粟市医師会	2824
朝来市医師会	2825
養父市医師会	2826
豊岡市医師会	2828
美方郡医師会	2829
三田市医師会	2830
丹波篠山市医師会	2831
丹波市医師会	2832
洲本市医師会	2833
淡路市医師会	2834
南あわじ市医師会	2835
兵庫医科大学医師会	2836
神戸大学医師会	2837
奈良県医師会	29
奈良市医師会	2901
大和郡山市医師会	2902
生駒地区医師会	2903
天理地区医師会	2904
桜井地区医師会	2905
宇陀地区医師会	2906
橿原地区医師会	2907
大和高田市医師会	2908
北葛城地区医師会	2909
御所市医師会	2910
五條市医師会	2911
吉野郡医師会	2912
医大医師会	2913
保健所地区医師会	2914
和歌山県医師会	30



和歌山市医師会	3001
海南医師会	3002
那賀医師会	3003
伊都医師会	3004
有田医師会	3005
有田市医師会	3006
日高医師会	3007
田辺市医師会	3008
西牟婁郡医師会	3009
東牟婁郡医師会	3010
新宮市医師会	3011
鳥取県医師会	31
鳥取県東部医師会	3101
鳥取県中部医師会	3102
鳥取県西部医師会	3103
鳥取大学医学部医師会	3104
島根県医師会	32
松江市医師会	3201
安来市医師会	3203
出雲医師会	3207
大田市医師会	3208
邑智郡医師会	3210
江津市医師会	3211
浜田市医師会	3212
益田市医師会	3214
鹿足郡医師会	3215
島後医師会	3216
島前医師会	3217
島根大学医学部医師会	3218
雲南医師会	3219
岡山県医師会	33
岡山市医師会	3301
西大寺医師会	3302
倉敷医師会	3303
児島医師会	3304
玉島医師会	3305
津山市医師会	3306
玉野市医師会	3307
笠岡医師会	3308

井原医師会	3309
吉備医師会	3310
高梁医師会	3311
新見医師会	3312
御津医師会	3313
赤磐医師会	3314
和気医師会	3315
邑久医師会	3316
北児島医師会	3317
都窪医師会	3318
浅口医師会	3319
真庭市医師会	3321
苫田郡医師会	3322
勝田郡医師会	3323
美作市医師会	3324
岡山大学医師会	3326
広島県医師会	34
広島市医師会	3401
呉市医師会	3402
福山市医師会	3403
尾道市医師会	3404
三原市医師会	3405
因島医師会	3406
大竹市医師会	3407
安芸地区医師会	3408
佐伯地区医師会	3409
安佐医師会	3410
安芸高田市医師会	3411
山県郡医師会	3412
賀茂東部医師会	3413
東広島地区医師会	3414
豊田郡医師会	3415
竹原地区医師会	3416
世羅郡医師会	3417
松永沼隈地区医師会	3418
深安地区医師会	3419
府中地区医師会	3420
三次地区医師会	3423
庄原市医師会	3424

広島大学医師会	3425
山口県医師会	35
大島郡医師会	3501
玖珂医師会	3502
熊毛郡医師会	3503
吉南医師会	3504
美祢郡医師会	3506
下関市医師会	3509
宇部市医師会	3510
山口市医師会	3511
萩市医師会	3512
徳山医師会	3513
防府医師会	3514
下松医師会	3515
岩国市医師会	3516
山陽小野田医師会	3517
光市医師会	3518
柳井医師会	3519
長門市医師会	3520
美祢市医師会	3521
山口大学医師会	3522
徳島県医師会	36
徳島市医師会	3601
小松島市医師会	3602
阿南市医師会	3603
海部郡医師会	3604
徳島西医師会	3605
名西郡医師会	3606
鳴門市医師会	3607
板野郡医師会	3608
阿波市医師会	3609
吉野川市医師会	3610
美馬市医師会	3611
三好市医師会	3612
徳島大学医師会	3613
香川県医師会	37
高松市医師会	3701
坂出市医師会	3702
丸亀市医師会	3703

大川地区医師会	3704
木田地区医師会	3705
小豆郡医師会	3706
綾歌地区医師会	3707
仲多度郡・善通寺市医師会	3708
三豊・観音寺市医師会	3709
香川大学医師会	3710
愛媛県医師会	38
宇摩医師会	3801
新居浜市医師会	3802
西条市医師会	3803
今治市医師会	3805
東温市医師会	3807
愛媛大学医学部医師会	3808
松山市医師会	3809
伊予医師会	3810
上浮穴郡医師会	3811
喜多医師会	3812
八幡浜医師会	3813
西予市医師会	3814
宇和島医師会	3815
南宇和郡医師会	3817
高知県医師会	39
高知市医師会	3901
安芸郡医師会	3902
香美郡医師会	3903
土佐長岡郡医師会	3904
吾川郡医師会	3905
高岡郡医師会	3906
幡多医師会	3907
高知大学医師会	3908
福岡県医師会	40
北九州市医師会	4001
門司区医師会	4001A
小倉医師会	4001B
八幡医師会	4001C
戸畑区医師会	4001D
若松区医師会	4001E
産業医科大学医師会	4001F

遠賀中間医師会	4002
京都医師会	4003
豊前築上医師会	4004
福岡市医師会	4005
筑紫医師会	4006
糸島医師会	4007
粕屋医師会	4008
宗像医師会	4009
九州大学医師会	4010
福岡県庁医師会	4011
直方鞍手医師会	4012
田川医師会	4013
飯塚医師会	4014
久留米医師会	4016
大牟田医師会	4017
八女筑後医師会	4018
朝倉医師会	4019
小郡三井医師会	4020
大川三潁医師会	4021
柳川山門医師会	4022
浮羽医師会	4023
佐賀県医師会	41
佐賀市医師会	4101
唐津東松浦医師会	4102
鳥栖三養基医師会	4104
神崎市郡医師会	4105
多久・小城地区医師会	4107
武雄杵島地区医師会	4108
鹿島藤津地区医師会	4109
伊万里・有田地区医師会	4110
長崎県医師会	42
長崎市医師会	4201
佐世保市医師会	4202
諫早医師会	4203
大村市医師会	4204
島原市医師会	4205
平戸市医師会	4206
五島医師会	4207
東彼杵郡医師会	4208

西彼杵医師会	4209
南高医師会	4210
北松浦医師会	4211
壱岐医師会	4212
対馬市医師会	4213
長崎大学医師会	4214
熊本県医師会	43
熊本市医師会	4301
熊本東部	4301A
熊本中	4301C
熊本西	4301D
熊本南	4301E
熊本北部	4301F
玉名郡市医師会	4303
荒尾市医師会	4304
鹿本医師会	4305
菊池郡市医師会	4306
阿蘇郡市医師会	4307
上益城郡医師会	4308
下益城郡医師会	4309
宇土地区医師会	4310
八代市医師会	4311
八代郡医師会	4312
水俣市芦北郡医師会	4313
人吉市医師会	4314
球磨郡医師会	4315
天草郡市医師会	4316
熊本大学医師会	4317
大分県医師会	44
豊後高田市医師会	4401
国東市医師会	4402
速見郡杵築市医師会	4403
大分郡市医師会	4404
大分東医師会	4405
佐伯市医師会	4406
豊後大野市医師会	4407
竹田市医師会	4408
玖珠郡医師会	4409
日田市医師会	4410

宇佐市医師会	4412
大分市医師会	4413
別府市医師会	4414
中津市医師会	4415
津久見市医師会	4416
臼杵市医師会	4417
大分大学医学部医師会	4418
宮崎県医師会	45
宮崎市郡医師会	4501
都城市北諸県郡医師会	4502
延岡市医師会	4503
日向市東臼杵郡医師会	4504
児湯医師会	4505
西都市西児湯医師会	4506
南那珂医師会	4507
西諸医師会	4508
西臼杵郡医師会	4510
宮崎大学医学部医師会	4511
鹿児島県医師会	46
鹿児島市医師会	4601
川内市医師会	4602
鹿屋市医師会	4603
枕崎市医師会	4604
いちき串木野市医師会	4605
伊佐市医師会	4606
指宿医師会	4607
南薩医師会	4609
日置市医師会	4610
薩摩郡医師会	4611
出水郡医師会	4612
始良地区医師会	4613
曾於医師会	4614
肝属郡医師会	4615
肝属東部医師会	4616
熊毛地区医師会	4617
大島郡医師会	4618
鹿児島大学医学部医師会	4619
沖縄県医師会	47
北部地区医師会	4701

中部地区医師会	4702
那覇市医師会	4703
南部地区医師会	4704
宮古地区医師会	4705
八重山地区医師会	4706
国療沖縄公務員医師会	4707
琉球大学医師会	4708
沖縄県公務員医師会	4709
浦添市医師会	4711